



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられていた図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	那須郡那須町大字高久乙字道上		地番	586番816	種類	その他
出力縮	1/600	精度分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	補記事項	
作成年月日	昭和45年10月5日	付年月日(原図)					

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(宇都宮地方方法務局大田原支局管轄)



平成26年12月16日
さいたま地方方法務局春日部出張所
登記官

櫻井勝彦



2023/07/07 20:01 現在の情報です。

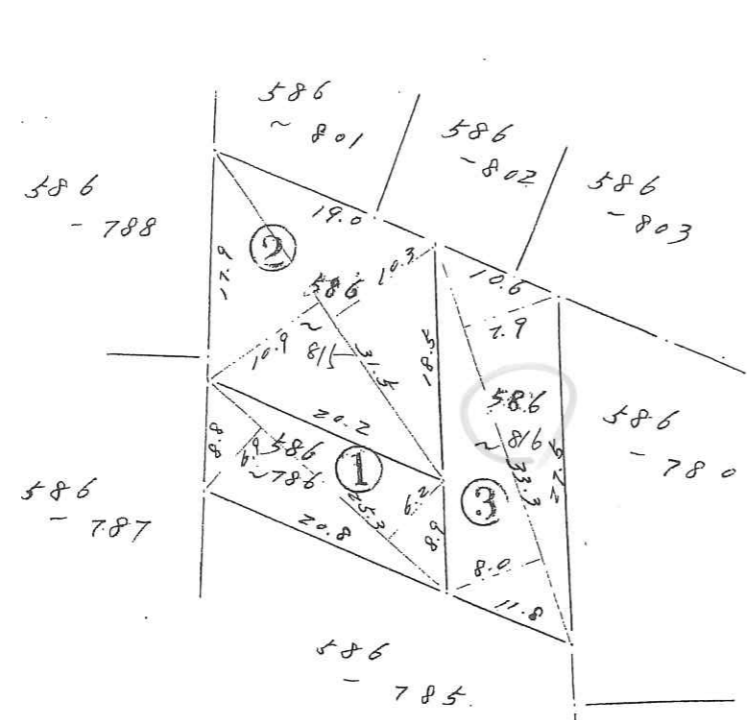
表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年5月16日	不動産番号	0618000245817
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	那須郡那須町大字高久乙字道上			[余白]	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
586番816	山林	264	:	586番786から分筆 〔昭和45年3月16日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月16日	

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年5月16日	不動産番号	0618000245826
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	那須郡那須町大字高久乙字道上			[余白]	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
586番826	山林	347	:	586番780から分筆 〔昭和45年4月10日〕	
[余白]	[余白]	182	:	③586番826、836に分筆 〔昭和46年2月4日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月16日	

地番 586~786 -815
-816

地積測量図

土地の所在 那須郡那須町大字高久乙字道上



求積

- ① $25.3 \times (6.9 + 6.2) \times \frac{1}{2} = 165.715$
- ② $31.5 \times (10.9 + 10.3) \times \frac{1}{2} = 333.900$
- ③ $33.3 \times (7.9 + 8.0) \times \frac{1}{2} = 264.735$

SH45年3月16日登記

縮尺 1/600

(全国土地家屋調査士用紙)

昭和四五年
参月
参日

製作者

栃木県那須郡黒磯町宮町二番八号
土勘士補 小林茂隆

申請人

東京都新宿区柏木壹丁目参番拾四
新栄開発株式会社
代表取締役 野武栄太郎

(複写機により作成)

これは図面の写しである。

平成22年3月5日
宇都宮地方法務局大田原支局
登記官 藤平 俊

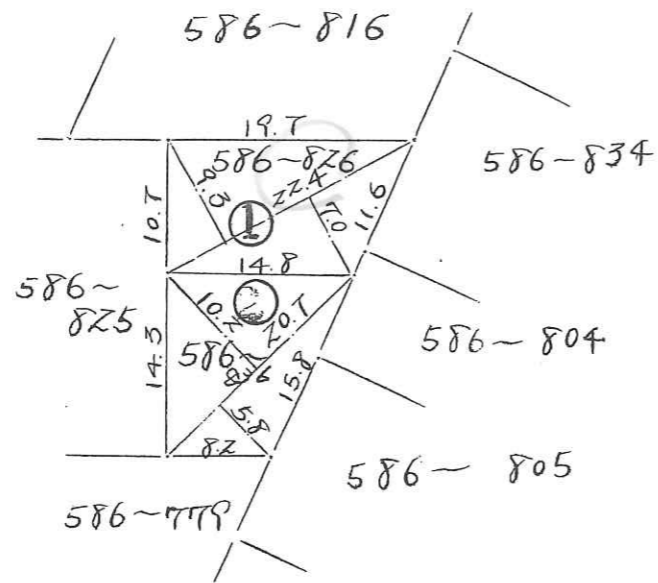


前 586-826 1157851

地番 586-826 - 826

地積測量図

土地の所在 那須郡那須町大字高久乙字道上



求積

① $22.4 \times (9.3 + 7.0) \times \frac{1}{2} = 182.56$

② $20.7 \times (10.2 + 5.8) \times \frac{1}{2} = 165.60$

SH46年2月4日登記

縮尺 1/600

(全国土地家屋調査士用紙)

昭和四十六年三月五日

製作年月日

図面加除済

製作者

測量士補 木村 暁洋

東京都新宿区西新宿七丁目九番四号

申請人

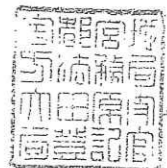
東京都新宿区西新宿七丁目九番四号
新栄開発株式会社
代表取締役 野武 栄太郎

(複写機により作成)

これは図面の写しである。

平成22年3月5日
宇都宮地方法務局大田原支局

登記官 藤平 俊





那須郡
那須町

高久乙

高久乙

那須
那須

0764308 0764309
0764318

0764319 0764410

0764401

0764328

0764329 0764420

0764
0764

0764339

0764

0764349

0764430
0764440



この図面は、固定資産税の賦課資料として作成したものです。
 *実測して作成したものではありません。 那須町

那須町水道課(縮尺フリー)



本管網図は、施設管理のための図面であり、詳細な埋設状況を示すものではありません。

建築基準法第56条（建築物の各部分の高さ）関係

（那須町用）

(い)	前面道路斜線			隣地斜線		北側斜線	日影規制						
	(ろ)	(は)	(に)				(ろ)	(は)	(に)				
建築物がある地域、地区 又は区域	容積率の 限 度	距離	数値	20mを 超える 建築物	31mを 超える 建築物		制限を受ける建築物	平均地盤 面からの 高さ	敷地境界線からの 水平距離が10m以 内の範囲における 日影時間	敷地境界線からの 水平距離が10mを 超える範囲におけ る日影時間			
第1種低層住居専用地域	20/10以下	20m	1.25	—	—	1.25+5m	軒の高さが7mを超える建 築物又は地階を除く階数 が3以上の建築物	1.5m	(1)	3時間	2時間		
第1種中高層住居専用地域				—	—	※ 1.25+10m	高さが10mを超える建築物	4m	(2)	4時間	2.5時間		
第1種住居地域				1.25	—	—	—	—	高さが10mを超える建築物	4m	(2)	5時間	3時間
第2種住居地域													
近隣商業地域	40/10以下	20m	1.5	—	2.5	—	—	—	—	—	—		
商業地域													
準工業地域	20/10以下	20m	1.5	1.25	—	—	高さが10mを超える建築物	4m	(2)	5時間	3時間		
無指定地域	20/10以下	20m	1.5				—	高さが10mを超える建築物	4m	(3)	5時間	3時間	

※日影規制が適用される場合は適用除外

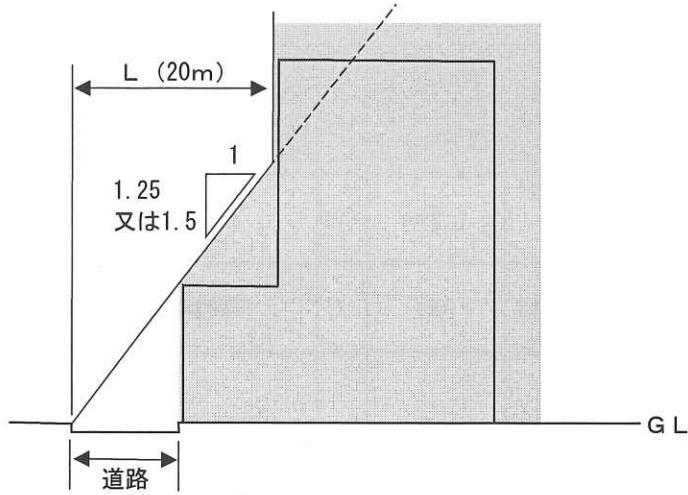
高さ制限（建基法第55条第1項）：第1種低層住居専用地域については10m以下

建築物の高さの測定方法 道路斜線：前面道路の路面の中心からの高さ

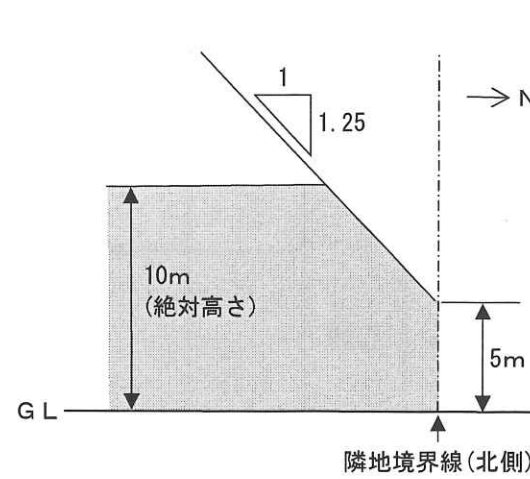
その他：地盤面からの高さ

【参考】建築物の高さ制限を図示したもの

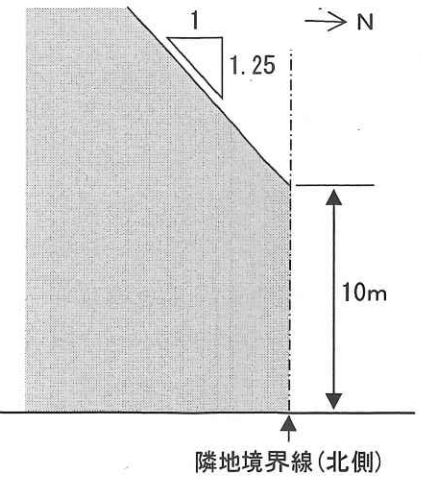
○道路斜線制限



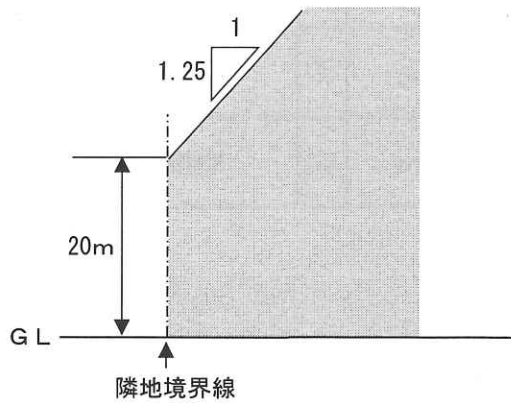
○北側斜線
第1種低層住居専用地域



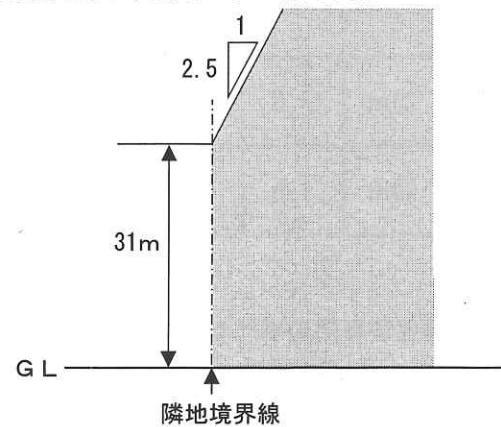
○北側斜線
第1種中高層住居専用地域



○隣地斜線制限
(第1種中高層住専、第1種・第2種住居、無指定地域)



○隣地斜線制限
(近隣商業、商業、準工業地域)



■ 建築物の建てられる空間